



池田町告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本町の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この処分は、県営土地改良（区画整理）事業 池田谷口地区（全工区）に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力が生ずるものとする。

平成26年1月31日

池田町長 杉本博文



字の区域変更内容については、別紙変更調書のとおり。

字の区域の変更調書

果営経営体育成基盤整備事業池田谷口地区（全工区）

次の区域を谷口7字下門前に編入する。

大字	字	地	番
谷口	9字 上門前	9番2の一部	
これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部			

次の区域を谷口9字上門前に編入する。

大字	字	地	番
谷口	10字 塚の越	1 2 3の1から3の3まで	4の1 4の2の一部 5の一部 6から8まで 9の1 9の2 10の1から 10の3まで 11の1 11の2 12の1の一部 12の2の一部 13の2の一部 13の4の一部 14 の1から14の6まで 15の1 15の2 16の1 16の2
	15字 深田	4 5の一部 8の一部 9の1 9の2 10の1	
		10の2 11の一部 16の1の一部 16の2の一部	
		17の一部	
これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部			

次の区域を谷口11字畑田に編入する。

大字	字	地	番
谷口	12字 上高瀬	1の1 1の4 2の1 2の2 3の1 3の5 5 6の1 6の2 7の1から7の3まで 8の1から8の 4まで 9の1 9の2 10の1の一部 10の2の一 部 10の3 10の4 11の1の一部 11の2の一 部 11の3 11の4 12の1から12の3の各一部 12の4から12の6まで 13の1の一部 13の2 13の3の一部	
	13字 上河原	9の2の一部 9の4の一部 9の7の一部	
これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部			

次の区域を谷口16字滝の下に編入する。

大字	字	地	番
谷口	10字 塚の越	13の1の一部 13の2の一部	
	11字 畑田	13の1の一部 13の2の一部 14の2の一部 15の1の一部 16の1の一部 16の2の一部	
	15字 深田	14の一部 15の1の一部 15の2の一部 16の1 の一部 16の2の一部 17の一部	
これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部			

次の区域を谷口17字正武田に編入する。

大字	字	地	番
谷口	12字 上高瀬	10の1の一部 10の2の一部 11の1の一部 11 の2の一部 12の1から12の3までの各一部 13の 1の一部 13の3の一部	
	13字 上河原	9の2の一部 10の1の一部 10の2の一部 10の 4 11の1の一部 11の2の一部 11の3 12の1の一部 12の2	
	16字 滝の下	8 9の1 9の2 10の1 10の2 12の1 12の2 13の1 13の2	
	18字 剣田	1の1の一部 1の2の一部 2の一部 3の1の一部 3の2の一部 4の1から4の3までの各一部 5の1の 一部 5の2の一部 6の一部	
藪田	45字 剣田	4の2の一部	
これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部			

次の区域を谷口18字剣田に編入する。

大字	字	地	番
谷口	13字 上河原	13の1の一部 13の2の一部 13の3 13の4の 一部 14の1から14の3までの各一部 15の2の一 部 20の1の一部 20の2の一部 20の9の一部	
藪田	42字 上剣田	2の2 2の6 6の2	
	45字 剣田	4の2の一部	
これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部			

次の区域を谷口19字下昭和に編入する。

大字	字	地	番
谷口	29字 塚田	2	
水海	5字 持田	2 4 5の1 5の2 6 7の1から7の3まで 8の1 8の2 9の1 9の2 10の1 10の2 11の1 11の2 12の1 12の2 13 14の 1 14の2 15の1 15の2 23から28まで 31	
安善寺	15字 塚田	7の2の一部	
これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部			

次の区域を安善寺15字塚田に編入する。

大字	字	地	番
谷口	19字 下昭和	31の一部	
これらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の一部			